

川崎市勤労者生活資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、勤労者の生活の安定と向上に資するために必要な資金を貸付けするにあたって、必要な事項を定める。

(申込資格)

第2条 貸付けを受けようとする者（以下「貸付希望者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に1年以上在住し、同一事業所に引き続き1年以上勤務している民間企業の勤労者
- (2) 市内の同一事業所に引き続き1年以上勤務している民間企業の勤労者
- (3) 3年以上前から、引き続き同一事業を行い、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする市内在住者

2 前項の規定にかかわらず、貸付希望者は貸付金の返済及び利子の支払いについて十分な支払能力を有していなければならない。

3 本条第1項の規定にかかわらず、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）は貸付の対象としない。

(預託)

第3条 市長は、貸付原資を貸付けを取り扱う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に預託する。

2 市長は、前項に規定する取扱金融機関と協議のうえ、預託金を基本として貸付けの総額（以下「貸付総額」という。）を定める。

3 預託方式については、目標預託方式とし、当該年度新規貸付分に適用する。ただし、経済労働局長は、前項に規定する貸付総額に達すると見込まれる時は、当該年度の貸付けを停止する。

(貸付条件)

第4条 貸付けの条件は、次のとおりとする。

(1) 貸付金の使途 貸付けは、次に掲げる目的で資金を利用する場合に行う。ただし、ウを除き、既往借入金の借換えのための貸付けは行わない。また、福祉車両の購入費を除くエ、オについては年収700万円以上の者には貸付けを行わない。

- ア 本人又は親族の冠婚葬祭費
- イ 本人又は同居家族の医療費（出産費用を含む）
- ウ 子供の高校・大学等の教育費
- エ 耐久消費財の購入費
- オ 旅行・余暇活動等の費用
- カ 自己研修及び職業能力開発に要する費用
- キ 育児・介護休業に要する費用
- ク 住宅の増改築及び修繕に要する費用
- ケ 賃金の遅配・欠配時の生活費用
- コ その他生活に必要な費用

- (2) 貸付額 1万円単位の貸付とし、最低限度額は原則として100,000円とする。また、最高限度額は2,000,000円とする。ただし、前号エ、オの用途についての最高限度額は1,000,000円、子供の高校・大学等の教育費、福祉車両の購入費、住宅の増改築及び修繕に要する費用についての最高限度額は3,000,000円とする。
- (3) 返済期間 5年以内とする。ただし、子供の高校・大学等の教育費、福祉車両の購入費、及び住宅の増改築及び修繕に要する費用については、10年以内とする。
- (4) 返済方法 元利均等割賦返済とする。ただし、繰り上げて返済することができる。
- (5) 貸付利率 金融市場の動向により適宜取扱金融機関と協議する。
- (6) 保証については、取扱金融機関の定めるところによる。

(貸付けの申込み)

第5条 貸付けの申込みをしようとするものは、次に掲げる書類を取扱金融機関に提出しなければならない。ただし、取扱金融機関の承諾のもとに一部を省略することができる。

- (1) 本人確認書類（運転免許証、パスポート等）
- (2) 収入確認資料（給与証明書、源泉徴収票、住民税決定通知書、納税証明書等）
- (3) 資金用途を証明する書類
- (4) その他、取扱金融機関が必要とする書類

(審査及び決定)

第6条 取扱金融機関は、前項の規定により申込みを受けたときは貸付けの可否を決定する。

2 取扱金融機関は、前項の規定により貸付けの可否を決定したときは、速やかに貸付けの申込みをした者に通知する。

(貸付決定の取消等)

第7条 市長は、貸付けの決定を受けたもの又は既に貸付けを受けたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、取扱金融機関に対し、貸付けの決定の取消し及び既に貸付けした資金の回収を指示することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により貸付けの決定又は貸付けを受けたとき。
- (2) 貸付けの返済を故意に怠ったとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 取扱金融機関は、前項に規定する指示があったときは、速やかにその指示に係わる措置をとるものとする。

(取扱金融機関の義務)

第8条 取扱金融機関は、毎月の貸付状況を取りまとめ、翌月15日までに市長に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、経済労働局長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。